

村山市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 期日 令和6年3月13日（水）午後17時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（15名）

—	—	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	—	—
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
—	—	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（3名）

1番	石川 賢也	11番	海老名正度
8番	原田 浩明	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第12号 村山市農用地利用集積計画について

議第13号 あっせん譲り受け等候補者名簿の見直しについて

5. 報 告

報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第8号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後 5 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

おばんでございます。

3 月に入ってから天候は順調ではなく、門脇忠教委員の「農事気象予測」が当たってきた様子。春からの天候が心配ではありますが、気に配って頂きながら、皆さんの農作業を進めて頂きたいと思います。

現在、市議会の 3 月定例会期中でありまして、農業委員会にも吉田創議員から地域計画に係る目標地図について一般質問がありました。目標地図の内容や農業委員の役割などが聞かれたところ。地域座談会では各地区でいろんな問題が出てきていると思います。誰が地区を担っていくのかが一番の問題だと思っています。今後とも、ご協力方よろしくお願ひします。

それでは、第 3 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

15 番 齋藤 伊美子 委員、 16 番 石山 公己 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 9 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 26 番から 40 番までの 15 件で、所有権の移転が 6 件、賃貸借権の設定が 4 件、使用貸借権の設定が 5 件となります。地目、面積は田が 161,354 m²、畑が 55,279.35 m²で合計 216,633.35 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 26 番から 40 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(3 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。

まずは、委員案件36番を除いた26番から35番、37番から40番までの14件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた14件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第9号の委員案件を除いた14件について、原案の通り可決決定されました。

議長(青柳 篤)

続きまして、36番の委員案件1件について、審議に入ります。

10番委員はご退席願います。

(10番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、36番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第9号の、36番の1件について、原案の通り可決決定されました。

10番委員はご着席ください。

(10番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 9 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、3 番の 1 件で、地目、面積は、田が 3,901 m²(現況畑)となります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 3 番は、申請者の会社敷地の道路向かいの農地を、不足している「工場」用地として整備するため、所有権の移転をするものです。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当しますが、既存施設の拡張として、申請面積が既存施設の面積の 1/2 を超えない場合に該当し、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の借入申込承諾書で確認しております。

この案件について、3 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 10 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。
議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、3月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

なお、転用面積が3,000㎡以上ですので、山形県農業会議で4月17日に開催する常設審議委員会に上程予定で、許可はその後の日程となります。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第11号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第12号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号78番から130番の52件で、申請内容は、所有権移転が14件、利用権設定の新規が3件、再設定が35件となります。なお、93番は取下げにより欠番になります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、78番から130番までの所有権移転、利用権設定の新規、再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が6件あります。

まずは、委員案件89番、104番、125番、128番から130番を除いた、78番から88番、90番から103番、105番から124番、126番から127番までの46件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた46件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第12号の委員案件を除いた46件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、89番の委員案件1件について審議に入ります。

6番委員はご退席願います。

(6番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、89番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第12号の、89番の1件について原案の通り可決決定されました。

6番委員はご着席ください。

(6番委員 着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、104番の委員案件1件について審議に入ります。

10 番委員はご退席願います。

(10 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、104 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 12 号の、104 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、125 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

3 番委員はご退席願います。

(3 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、125 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 12 号の、125 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

3 番委員はご着席ください。

(3 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、128 番から 130 番の委員案件 3 件について審議に入ります。

5 番委員はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、128 番から 130 番の 3 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 12 号の、128 番から 130 番の 3 件について原案の通り可決決定されました。

5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 12 号は、原案のとおり、すべて可決決定されました。

次に、議第 13 号「あっせん譲り受け等候補者名簿の見直しについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

「あっせん譲り受け等候補者名簿」は、あっせん基準に適合した農業者からの登録申請及び農業委員等の日頃の活動により把握した情報を基に作成されるもので、毎年、最低 1 回見直しを行います。あっせんによる農地の売買、貸し付け、交換を行う際の受け手（譲り受け）の候補者を示す名簿になることから、各地域における候補者の農業経営の状況等について、委員の皆様に審査をお願いするものです。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

地域ごとに分かれて審査して頂きますが、あらかじめ農業者年金「移譲年金」の受給者や死亡者等には見え消しを施しております。また、疑わしい農家については備考欄にその内容を記載しておりますので、審査を宜しくお願いします。

「審議内容の説明」

○権利取得する者の経営は、その者を含めて1名以上の専門的な農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員)がいること。

○権利取得者は、農業の経営主又はその後継者であって、その者の農業経営面積が、権利取得後に121aを超えることが確実であること。

以上の基準に合致しない農業者に理由を書いてふせんを貼ってください。

・・・・・・・・・・審査 17 時 40 分から 18 時までの 20 分間・・・・・・・・・・

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり見直ししたいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第12号は、原案のとおり見直しが可決決定されました。続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第7号から報第8号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第8号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号41番から51番の11件です。田が49,854㎡、畑が4,037㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものが6件、借り人の都合によるものが5件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、6番の1件で、台帳地目で畑530㎡です。

申請内容の大半は、20年以上前から耕作不便により原野化し農地性が失われたものであります。

3月4日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第7号から報第8号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第9号から議案第13号までの5件、報告の報第7号から報第8号までの2件について、終了します。

終了 午後6時10分